



県立学校長 様

副 教 育 長

### 教職員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

8 月以降の県内の感染拡大を受け、8 月 11 日に、警戒レベルを最大の「感染対策期」に引き上げましたが、一部の医療機関が休診しているお盆期間中においても、極めて高い水準の陽性確認が続き、特に、松山市においては、新規事例の陽性者が過去最多を更新するなど、状況は日を迫うごとに深刻さを増しております。

今後、お盆の影響が本格化し、さらなる感染拡大を招くことが強く危惧される状況の中、一昨日、本県への「まん延防止等重点措置」の適用（8 月 20 日から 9 月 12 日まで）が決定され、県民に対する行動自粛の要請内容を一部強化することとなりました。

については、教職員一人ひとりが、警戒を怠ることなく、公私を問わず、県民の模範として適切な行動を取るよう、所属教職員へ確実に周知するとともに、職場における感染防止対策についても細心の注意を払うよう努めてください。

なお、知事記者会見等の内容を日々確認し、感染状況や注意事項等に応じた的確に判断し対応するよう、改めて周知してください。

#### 1 感染拡大を防ぐための行動自粛

##### ○不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）【変更】

- ・外出等は、原則、家族や普段行動をともにしている人と、少人数で
- ・混雑する場所や時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける
- ・感染対策（マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など）が徹底されていない飲食店は利用しない

\*特に松山市は、少なくとも 5 割削減を目標に不要不急の外出は自粛すること。

（週 4 回の買い物を 2 回以下に減らす、サークルなど趣味の集まりも延期など）

\*自らの行動だけではなく、家族や知人等に、医療のひっ迫等の深刻な状況を説明し、行動変容を促すこと。

\*県内での会議開催や出張についても、原則、延期・中止又は Web 等を使用したものへ変更すること。

##### ○県外との不要不急の往来自粛【継続】

- ・緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、県外出張については、原則、取り止める
- ・県外との不要不急の往来（旅行など）自粛
- ・医療や冠婚葬祭等で、やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底のうえ、帰県後 2 週間は体調管理に十分留意

○松山市との不要不急の往来自粛【継続】

- ・松山市をまたぐ不要不急の往来自粛(通勤等は除く)。
- ・松山市内でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える(会話する際もマスクを正しく着用)
- ・やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ往来する場合は、久しぶりの人と集まる場(特に会食)は控える

\*松山市在住者は、松山市外での飲酒を伴う会食は厳に慎むこと。

○措置区域の営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない【変更】

○会食の注意【継続】

- ・普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と
- ・4人以下で、概ね2時間以内
- ・少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ・感染対策が徹底されている店を利用
- ・席の間隔を十分空けて
- ・大声を出さない。羽目を外さない
- ・夏休み中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控える
- ・自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

【会食の際に確認すべきポイント】

- ① 店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保又はアクリル板等の設置、従業員のマスク着用、  
消毒液の設置、換気の徹底

- ② 参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの  
高い行動」がないこと

- ③ 当日の体調不良者がいないことを確認

\*行動歴等の確認をした上で職場での会食を行う場合、業務継続の観点から、管理職全員が同時に出席することは避けること。

\*特に、県職員の会食に関しては、県民から厳しい目が向けられており、上記ルールを逸脱した会食を行った者については、態様に応じて厳正に対処するので、十分留意すること。

○路上・公園等における集団での飲食の自粛【変更】

### ○感染回避行動の徹底【継続】

- ・体調に異変を感じた場合、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談のうえ受診
- ・家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- ・基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）

### ○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

## 2 職場における感染防止対策

「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策の徹底について」（令和3年4月9日付け3教総（厚）第30号副教育長通知）及び「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策（夏季）の徹底について」（令和3年7月30日付け3教総（厚）第189号副教育長通知）により通知した感染防止対策を徹底すること。

特に、各所属においては、時差出勤制度やテレワークによる在宅勤務などを積極的に活用し、通常の勤務時間に出勤する教職員数を削減するほか、県内での会議等についてもWeb会議等を積極的に活用するなど、接触機会の低減を図ること。

また、各所属においては、所属教職員が濃厚接触者に該当した場合に備え、次のとおり対応すること。

- 体調不良を感じた場合は、所属に報告のうえ、速やかにかかりつけ医に相談する。
- 濃厚接触者に該当した場合は、必ず申し出る。
- 連絡方法（誰に連絡するのか）を確認しておく。
- 自宅待機中に、業務に支障が生じないように、業務執行体制を構築しておく（テレワークによる在宅勤務など）。

\*職場での感染の広がりを防ぐというリスクマネジメントの観点から、管理職は、所属教職員の日々の健康状態を把握し、発熱だけではなく、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状（一時的な症状を含む。）のある教職員が職場内に複数いる場合は、必ず早期の受診を促すこと。その際、必ずしも同一の症状であるとは限らないことに注意すること。

\*飲食店やスポーツジムなど、利用した店舗から、保健所への相談の呼び掛け（ホームページへの掲載や個別連絡等）があった場合は、必ず保健所へ連絡するとともに、所属に報告すること。（各所属においては、情報管理に十分留意）